

大田市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項の規定により、地縁による団体の認可申請があり、同条第1項の規定によりこれを認可したので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年10月12日

大田市長 楳野 弘和

1. 認可した地縁による団体

(1) 名 称 今浦浦会

(2) 規約に定める目的

- ア 区域内の住民相互の連絡及び親睦
- イ 草刈り等区域内の清掃及び環境の整備
- ウ 盆踊り等伝統行事の継承
- エ 集会所の維持、管理（集会所要員に委任）
- オ 恵比須神社の維持
- カ 本会共有財産の管理、運営
- キ その他本会の目的達成のため必要と認めること

(3) 区 域

本会の区域は、大田市温泉津町今浦の古川・小池・中・西自治会組織を有する区域とする。

(4) 事 務 所 大田市温泉津町今浦ハ1305番地

(5) 代表者氏名 嘉戸 重正

(6) 代表者住所 大田市温泉津町今浦ハ1305番地

(7) 裁判所による代表者の職務執行停止の有無、並びに職務代行者選任の有無
無

(8) 代理人の有無 無

(9) 解散の事由

- ア 地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- イ 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(10) 認可年月日 令和5年10月12日